

事業所で感染者が発生した場合の対応

事業所

■体調の悪い従業員は出勤させず、医療機関を受診させる。
(医療機関での検査は無料)

■従業員が体調不良を訴えた場合は直ちに受診(医療機関での検査は無料)を促すか、職場での検査(私費の抗原定性検査)を実施し、陽性の場合には直ちに受診させる。

陽性者が発生

陽性者が
少人数の
場合

同時に5人
以上のクラ
スターが発
生した場合

保健所が介入

対応

陽性者と接触した従業員に対し、

- 7日間、ハイリスク者との接触などの行動を控えるよう求め、症状がある場合は受診を促す。
- 健康状態の確認、感染リスクの高い場所の利用や会食を避けるように求める。

- 濃厚接触者を特定し、必要な検査を実施する。(行政検査)
- 検査結果が陰性であった場合、濃厚接触者に対して、5日間の待機を要請(私費の抗原定性検査を2日目、3日目に行うことにより短縮可能)。解除の判断を保健所へ確認する必要はない。